

名城大学ロゴマーク・指定文字

■ 管理について

大学ロゴマークの管理担当窓口は、渉外部広報課（以下、広報課という）です。
広報課の業務は、以下の通りです。

- 大学ロゴマークの広報および PR
- 大学ロゴマークの版下やデータの管理
- 大学ロゴマークの使用に関する事務と情報管理
- 大学ロゴマークの使用に関する相談・アドバイス
- 大学ロゴマークの使用に伴う問題や使用制限などの検討・決定 など

■ 使用の基準および制限について

大学ロゴマークは、できるだけ多くの方々に広い範囲で使用してもらうことを基本とするものですが、以下に該当する場合は、使用制限や使用の禁止を行うことがあります。

1. 大学ロゴマークあるいは学校法人名城大学の信用または品位を損なう恐れがある時、または公共の利益に損害を与える恐れがある時
2. 法令及び公序良俗に反する、またはそのおそれがある時
3. 政治、宗教、思想等の活動などに関連した使用行為の恐れがある時
4. 事業所などが、自己の大学ロゴマークや商標・意匠として使用する恐れがある時
5. 学校法人名城大学の事業であるかのような誤解、誤認を与えるおそれがある時
6. 虚偽の申請や不正な方法で承認を受けた時
7. 使用後、マークの変形や提出と異なる使用が認められた時
8. その他、不当な使用が行われる恐れがある時

※大学ロゴマークは学校法人名城大学のイメージアップを図ることを目的とするものであり、使用する者やそれらに係る商品の品質やサービス等の内容などを保証するものではありません。

※大学ロゴマークの使用に伴って生じたトラブル等については、使用者が責任を負うこととします。

■ 使用の範囲について

大学ロゴマークは、名城大学・名城大学附属高等学校・名城大学校友会・各学部同窓会・懇談会・後援会・ゼミナール・公式クラブ・サークルのイベント・セミナーなどのポスターやパンフレットなどの制作物、プロジェクトの成果を発表する時および事業化・製品化について発表・公開する際に使用することができます。名城大学のイメージアップを図ることを目的にしているものであれば、シールやストラップなどの各種グッズ、商品のパッケージなどにも使用できます。ぜひご活用ください。ただし、商品化の場合は、広報課まで必ず事前にご相談ください。

その使用の一例を次に示します。

(使用例)

1. 本学が発行する文書、印刷物、ウェブサイト
2. 本学教職員、生徒、学生が附属高校・大学の業務及び教育・研究活動において使用するもの（名刺、封筒・便箋、テンプレート等）
3. 本学が作成する文具類等の「名城大学認定商品」
4. 本学公認の学生団体が課外活動に使用するユニフォーム・用具類等
5. 校友会・同窓会等関連団体の1～4に関連するもの

■ 使用料について

大学ロゴマークの使用は、原則として無償とします。

使用手続きについて

使用前の事前申請は不要で、使用後に以下の2点の提出をお願いします。

1. 大学ロゴマーク使用報告書
2. 使用した掲載物1点

ただし、使用基準に反するものがあれば、掲載中止や回収等、必要な措置を講ずる場合があります。

■ よくある質問Q & A

Q. マークを使用して印刷物をつくりたい。

AIllustrator ai ファイルを印刷所にお渡し下さい。

Q. 学科・学部等のホームページにマークを掲載したい。

AGIF/JPEG ファイルをホームページ作成にご使用いただけます。また、イラストレーターをお持ちの場合は、.ai ファイルからホームページに使用する GIF/JPEG ファイルを新しく出力頂けます。